

社援発0117第1号  
平成25年1月17日

青森県、岩手県、宮城県、福島県  
茨城県、栃木県、千葉県、東京都 } 知事殿  
新潟県、長野県  
仙台市、千葉市 市長殿

厚生労働省社会・援護局長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が別添のとおり本日付をもって平成25年政令第1号として公布されたが、改正の内容は下記のとおりであるので、了知の上、管内市町村に対し周知徹底を図られたい。

## 記

### 1 改正の概要

現行、東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに当たって、被害を受けた世帯の所得の算定は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第4条に基づき、平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）とされている。

今般の政令改正により、当該震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、特例として、被害を受けた年である平成23年の所得（平成24年度分の市町村民税課税所得）が、平成21年の所得（平成22年度分の市町村民税課税所得）を下回る場合は、これにより算定することを可能とするものである。

### 2 留意事項

災害援護資金の貸付けは市町村条例により実施されるものであり、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

### 3 施行期日等

- （1）今回の改正の施行期日は、平成25年1月17日であること。
- （2）平成23年3月11日に発災した東日本大震災により被害を受けた世帯に対するものであること。

政 令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 照

平成二十五年一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）」を「災害弔慰金法」という。」を「災害弔慰金法」という。」に、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）」を「災害弔慰金令」という。」を「災害弔慰金令」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）以下「災害弔慰金法」という。第十條第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）以下「災害弔慰金令」という。第四條の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年）」とあるのは「平成二十一年の所得

（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年）」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 照

平成二十五年一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第二号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日は、平成二十五年三月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の法人を定める政令をここに公布する。

御 名 御 照

平成二十五年一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第三号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の法人を定める政令

内閣は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六條の規定に基づき、この政令を制定する。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(例)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 年規則第 号)の一部を次のように改正する。

附則第 条に次の1項を加える。

- 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【参 考：改正後の附則】

附則

第1条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであつて保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

3 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附則

この附則は、公布の日から施行する。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）  
（平成二十三年五月二日法律第四十号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）」と、同法第十三条第一項中「を受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

- 2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）  
（平成二十三年五月二日政令第百三十一号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

- 2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。

3～7（略）

○災害弔慰金の支給等に関する法律（抄）  
（昭和四十八年九月十八日法律第八十二号）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（抄）

（昭和四十八年十二月二十六日政令第三百七十四号）

（法第十条第一項の規定による所得の算定）

第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。